

時代の大家なり、其史的叙事の筆は數々古代のヘロドトスに比肩す。而してその大著述「ローマ年代記」は建國より前九年に至るまでのローマ史にして、全部百四十五卷より成る。惜むらくは帝國滅亡の際散逸し、現存するは僅に三十五卷とす。この書事實の記録としては甚だ信を措くに足らず、殊にその上世の部に於いて然り。されどその祖先に關するローマ人の信仰、ローマ市の創設及びその祖先の行爲道德等に關しては、誠に無二の材料なりとす。タキツスの名著を「ゲルマニア」といひ、ゲルマニ諸族の風俗習慣を記せり。タキツスは未開のゲルマニ諸族の簡單なる生活を賞讃し、且つその徳義を重んずること、文明人と稱するローマ人と大に反するを稱揚せり。その他ギリシアの著作家に有名なるプルタルコス(五〇—二二〇)あり、その「英雄傳」及び論文は興味と教訓とに富めるを以て著るし。

カトー以下ローマの保守派は、極力ギリシアの文化に反對せしも、時代の風潮は如何ともすべからざるものあり。ロードスのバネチツス(前一八五—一一二)はストア派の哲學をローマに説きて盛名を博し、その説は大なる感化を人心に及ぼせり。キレネのカルネアデスマたプラトン派の哲學を傳へ、當時の政治家及び演説家にしてその説を聴くもの多し。かのエピクルス派もまたストア派と并びて多數の學徒を有したりといふ。カトーが前一五五年アテネの使としてローマに留まれる、プラトン派のカルネアデス、逍遙學派のクリトラ

ギリシア哲學
ローマに入る

ウス、ストア派のデオゲネス等の放逐を主張せるを以て見るも、當時ギリシア哲學のローマに於いて勢力ありしを知るに足る。

共和時代の末期、帝政時代の初期に、最も勢力ありし哲學派を、ストア、エピクルスの兩派とす。ストア派はローマに於いて稍、その嚴肅主義を究にせしめ、なほその自己を制し、艱難に克ち、冷然死に對するの學風は、この時代の高尙なるローマ人を喜ばしめたり。カトー一派の共和黨は實にこの派の弟子なりきといふ。この後、新プラトン派もまた多數の學徒を得たり。

ストア派とエ
ピクルス派

帝政時代の哲
學者及び科學
者



カネセ
(館物博ンリルマ)

帝政時代に於いて、著名なる哲學者及科學者をセネカ、老ブリニウス、マルクス・アウレリウス及びエピクテツトスとす。セネカ(一一六—六五)は道德家にして哲學者なり、そのネロ帝の師傳たりしことは既に述べたり。セネカはその國人の信ずる通俗の宗教を信ぜず、而してその神の概念及び道德的判斷はソクラテスの教理に近し。老ブリニウス(二三—七九)

は有名なる博物學者なり、その著^{ヒストリケツツラリス}「博物學」は後人の尊重する所にして、三十七種の書を含む、百科全書の如きものなり。マルクス・アウレリウスは皇帝にして、エピクテツスは奴隸なり、共にローマの倫理學者として頭角を現はす。哲學者としてのアウレリウス帝は既にこれを述べたり。エピクテツスは、約六〇年頃に生まれ、奴隸となりてローマにあること多年、後解放せられて哲學の教師となる、アウレリウスと共に、ゼノン派哲學者の最後の代表者なりとす。この兩哲學者去りて後、ストア派の哲學衰へ、キリスト教これに代はりて民心を得るに至れり。

懷疑派

ローマの古信仰は共和時代に於いて已に衰へ、ギリシア及び他諸國の宗教傳來するに及びて益々甚しきを致し、その結果、徳義地を拂うて懷疑派の流行を見るに至れり。カチリヌス黨處罰の討論元老院に開かるゝや、ケーザルは雄辯をふるひてこれに反對せしが、その理由とする所は死は知覺及び一切の苦痛を滅ぼすといふにありき、而してキケロ及びカトーまたこれを反駁せるを聞かず。キケロはその哲學的論文に於いて、靈魂不滅の教理を辯護したれど、終生これを信じたるや疑はし。

懷疑派の一たびローマに勢力を得てより、反動として迷信その極に達し、魔術流行し、神怪不可思議なる東方の宗教的儀式喜ばるゝに至りしが、他方に於いてはまたシンクレチズ

ムと稱する新派起り、眞理を以て折衷にありとし、種々の宗教及び哲學を結合して信仰を作るの風を生ぜり。

上世ラテン教會の著作家

キリスト教の著作家は初め三世紀の間、ギリシア語を用ゐたり、蓋しギリシア語は當時文明世界唯一の國語たりしを以てなり。されどラテン語の漸次ローマ帝國の版圖に普及するに及び、キリスト教徒も自らその著述にこの國語を使用するに至り、帝國最後の二世紀間、教會師父の著述は概ねラテン語を用ゐたり。而かしてこの時代の教會文學の著者中にて、エウセビウス・ヒエロニムス（セント・ジエローム）及びアウレリウス・アウグスチヌス（セント・アウグスチン）を以て最も傑出せるものとす。ヒエロニムスは聖書をラテン語に譯し、アウグスチヌスは「神の都市」を著して最も名あり。この書はローマが蠻民に掠奪せられんとせし時、異教徒等その罪をキリスト教に歸せるを辯駁せんが爲めに作る所にして、當時キリスト教大に傳播し優に舊信仰を凌ぐものありしかば、この著は大に民心に投ぜり。前述の如くローマ人は文學上貴重の作を出さざるにあらざれども、ギリシアの模倣に則りたるもの多し。故にその作は多く創作といふを得ず、寧ろ拔萃または改作といふを適當とす。されど法律、政治に至りては、全くこれと反對し、ローマ人は政治、法律にありては門弟にあらずして教師なりき。後世の國民殆んどローマ人の教を仰がざるものなし。而し

ローマ法及法典

て共和時代に有名なる法律家を、前一九八年のコンスル、エリッルス・カッス及び前一七
 年のコンスル、ムキウス・スケヅラ・アウグル(キケロの師)とす。殊に帝政時代に至りては
 法律の研究を力むるの風ありしが、共和時代の政治家はまたこの時代に法律の研究に慰藉
 を求めたり。而して當時の法律學者中、その最も名あるものをガイウス・パピニアヌス及び
 ウルピアナヌスとす。

ローマの法律はデケンギリの十二黄銅標法編纂以後、その改訂増訂頻りに行はれしが、五
 二七年ユスチニアヌス東帝國の帝位に登るや、従来の法律或は法官の記録等を一括して、
 系統を立て、これを編纂せんとし、その委員を任命して大法律家トリボニアヌスをその委
 員長となし、遂にこれを完了するに及んで、始めてこれが大成を見るを得たり。而してユス
 チニアヌス帝法典編纂のことは、後篇に於いてこれを詳説すべし、こゝには少しくその内
 容の體裁に就いて述べん。この法典はコード、パンデクト及びインスチチュートの三部よ
 り成る。コードはハドリアヌス帝以後の法律、法官の告示、或はその意見を悉く收集して
 これを訂正改削し、系統的とせるもの、パンデクトはローマの有名なる判官または法律學者
 の紀錄、議論判決等を簡約に序列せるもの、而してインスチチュートはパンデクトの拔萃に
 して、國內の法律學校に於いて學生に讀ましむべき、初步の教科書として編纂せるものな
 り。

ローマ法の完
 成

ローマ法典の
 影響

要するにローマの法典は、世界文明に貢献せる最大なるものにして、後世ヨーロッパ諸國
 の法典一として、この影響を被ふらざるものなし。こゝに於いてバラチヌス丘上古代の小
 市は、今日もなほ世界を統御すといふも誇大の言にあらず。蓋しユダヤの宗教、ギリシアの
 美術、ローマの法律は、近世ヨーロッパ文明の三大要素なりといふべし。

(三) 社會狀態

ローマに於いては、市民の住所すべて高丘の周圍及び丘上の平原にあり 市街は狹隘に
 して家屋平原に接せり。家屋は煉瓦を以て造り、一般に塗るに白堊を以てす。玻璃は高價
 なりしを以て多く窓を造らず、地價騰貴するに従ひ、二層樓、三層樓を見るに至れり。家
 に於いて主なる室をアトリウムと稱す、居室にして寢室を兼ね、最初期には唯一の室なり
 きといふ。アトリウムと門との間には一條の通路あり、これを過ぎて市街に出づべし。ア
 トリウムの前面と兩側とは別室あり、後方には庭園あり。大家にては諸所に庭園を作
 り、貴族及び富豪は華麗なる宮殿を有せり。室内の壁は飾るに壁畫を以てす、その一例は今
 日なほポンペイ市に見ることを得。食卓の周圍には臺あり、食後家族の凭る所なり。他の
 室には許多の椅子整列せらる。燈火は諸所に點せられ、その意匠また美麗なりしも、燈心

家屋

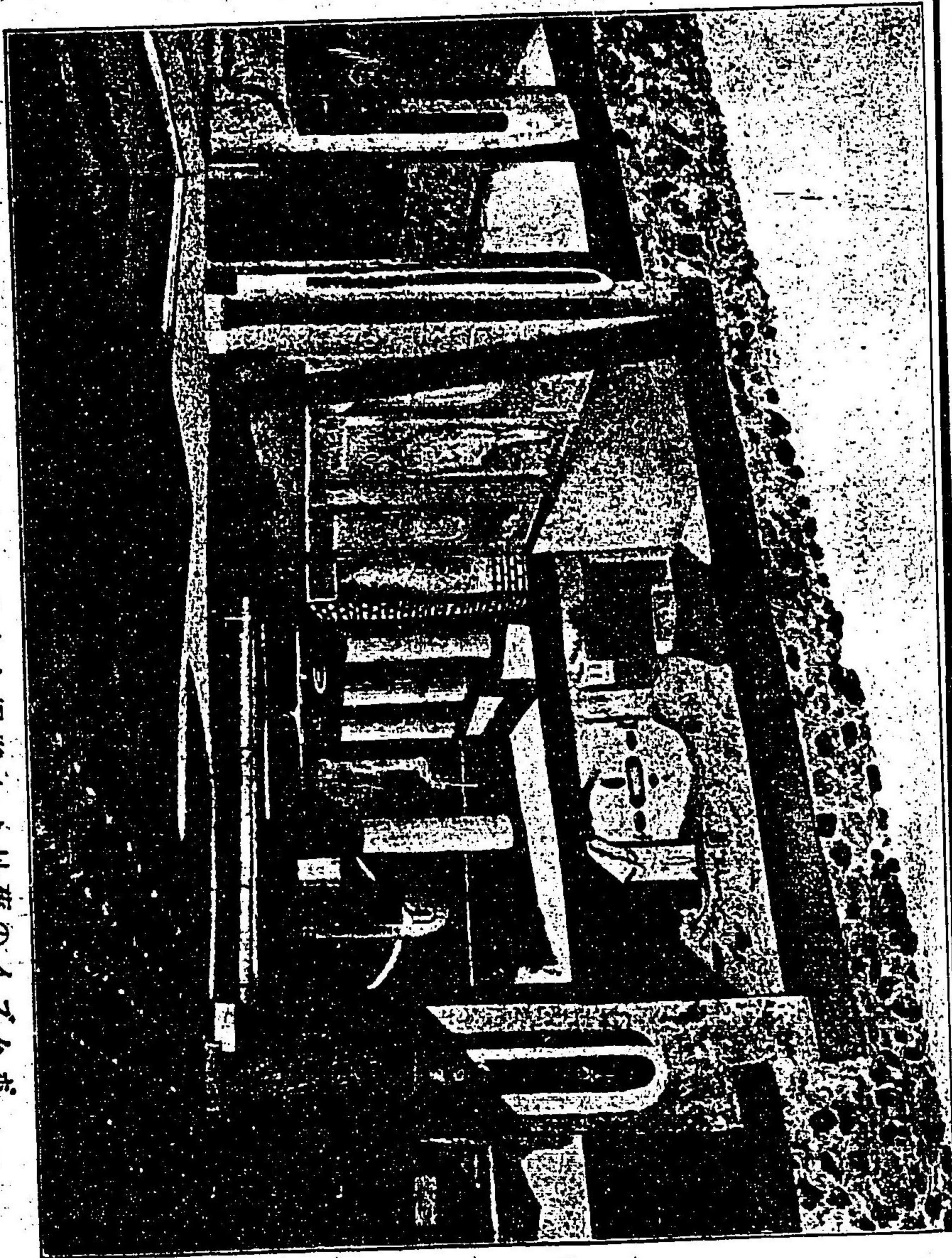
衣服

細くして暗かりき。豪族の家には、ステットの壁の周囲に彫像あり、壁上の箱には祖先の肖像或は假面を收む。家族の葬送には、祖先を代表するもの、この假面を着けて行列に加はりきといふ。

ローマの衣服は主もに羊毛織なり。男子の外袍をトガといふ、肩より垂れ、腰の周圍に襷を作り、而かも右手の運動を妨げず。トガの下に着るものにはシニカあり。男子十七歳に至れば、紫色の縁を有せるトガを脱して白色のトガを着く、これ市民の資格を得たるを表はすなり。女子は長さシニカを纏ひ、その下に適合せる下衣を着く。旅行或は劇場に於いての外は、日光を防ぐの必要なを以て、男女共に帽を戴がず。女子外出するときには覆面を着く、されど明かにその面を見ることを得べし。靴の形状及び色彩は、これを穿つもの、地位によりて同じからず、家においては一種の鞋を用ゆ。

飲食

ローマにては日出より日没に至る間を十二時間に分ち、七時を以て正午と定む。通常三時に略式の朝食を喫し、然る後職業に就き、或は朋友を訪問す。毎朝富者の門前には従僕市を成し、食物或は金銭の贈與を受く。七時には正式の朝食あり、これをブランチウムといふ。時間の餘裕あるものは朝食を喫して一時睡眠す、大い種々の競技行はる。而して球戯は當時老若の共に愛せる遊戯なりき。競技の練習終れば入浴す、入浴は共和時代の末期



羅馬の内室屋家「パトロ」たるたし掘發り、ト址舊のインムボ

婚姻

よりローマ市民の甚だ好む所となれり。七時と日没との間には午饗あり、これをケナといふ。食事には肉叉を用ゐず、されど羔匙及び小刀は主客共にこれを用ゐき。食堂にありては輕衣を以てトガに更へ、且つ鞋を脱す。飲料は水を混ぜる一種の酒なり。富者の家にありては食後に菓子及び菓物を饗し、然る後客をして酒量を競はしむ、これをコンギウムといふ。帝政時代には、この競争往々無禮講となりて紛擾を生ぜり。ギリシアに於いては、客は饗宴の席に機智を弄し、或は音楽を奏して興を添へたれども、ローマに於いてはかくの如きことなく、その音楽家なるものは通常金銭を以て傭はれ、また舞踏を能くせり。賭博は一般に流行し、市民相集まれば骰子を以て勝敗を争ひき。

婚姻には宗教的儀式を行ふことあり、これをコンファレチオといふ、然れども別に通常の儀式あり、實際に於いて相同じ。結婚の約成れば、男子は女子に贈るに指環及び他の贈物を以てす。夫は家にありて最上権を有すれども、妻は家族の尊敬を受け、實際甚だ勢力あり。子は法律上父の財産にして、その生命自由一に父の手中にあり。病あるもの、廢失なるもの等は、出生のときこれを溺死せしむるを以て例とせり。結婚したる子女といへども、法律上父に隸屬するが故に、或はこれを遺放し、或はこれを奴隸として賣却し、或はその生命を奪ふも、全く父の権限内にあり。されどその子を死に至らしむることは、極めて稀

子女教育

女子の社会上に於ける地位

なりしといふ。而して帝政時代に至りては、多少の制限をこれに附せらるゝに至れり。母は主として幼時の教育に當り、父は男子に角力を教へ、またこれをフォルムに伴ふ。男子と女子とは共に幼にして學校に學び、奴隸常にこれに随伴す、これをヘタゴグといふ。而してローマの子女教育は、ギリシアに比すれば更に實際的にして、その學校に於いてはギリシア語を教へ、男子をして十二個標の法律を誦誦せしめ、殊に修辭雄辯の術は注意して教育せられたり。蓋し國政に參與すべきローマ市民の教育法としては、當に然るべき所なりとす。その教科書にはギリキウス及びホラチウスの作あり、キケロ及び他の著作家の著述ありき。大ギリシア及びギリシアを征服の後、ローマ人はギリシア文明と親密なる關係を有するに至り、ギリシア人主にも教育の任に當りしかば、共和時代の末ローマの青年はアラネの言語を研究し、往々その本國語を忘却するものありしといふ。されば事情の許す限り、年少なる市民はその學を大成せんがために、アテネ及び他の東方諸都市に留學するを例とせり。これを以てローマの有名なる政治家にして、ギリシアの學校にありて、その高等教育を受けざるもの殆んど稀なり、キケロ、ケーザルの如きもまたその例に漏れず。女子は結婚するに至るまでは、東洋の習慣と同じく、殆んど社會と交通せず、結婚するに及んで、始めてその自由を享受す。而して女子は通常甚しき束縛を受け、結婚前にあり

就職運動

公共娛樂

ては競馬、劇場等には殆んど出席するを許されず。上世社會の秩序亂れざりし時代においては、離婚は極めて稀れなりしが、晩年道徳頹廢するに及び、離婚は一般に公認せらるゝに至れり。夫は些少の過失によりてその妻を離婚し、或は何等の理由なくして離婚することあり。かくの如く家族關係の紊亂したるは、ローマ道徳の腐敗の一原因をなせるや疑なし。ローマに於いて官職を獲んとするものは、市民を歴訪して投票を懇請す、これをアムピチオといふ。而して候補者は白色のトガを着けて公會場に至る、故にこれにカンヂダトの稱あり、蓋しカンヂア(白色の義)より取りたるなり。而して當時市民の意志を表はすものは投球の法なりき。劇場の賽筵、競馬場の賭戯、圓劇場の試合は、ローマ人の三大娛樂なりき。これ等の諸技藝は自山の精神衰頹して、德義地に墜つるに従ひ益々盛なるに至り、遂に公けの政治的集合に於いてすら、この技の演ぜらるゝに至れり。帝政時代に至りては、これ等の娛樂は、皇帝が人民の國政に參與する權を剝奪したる報酬として、これに與へたるものにして、人民は異議なくこの交換を承認したるなり。悲劇はローマに於いては一般に行はれず。蓋し圓劇場に於ける實際の悲劇が、人民をし

てこれに厭かしむるに至れるが爲めなり。この故に一般劇場の演技は喜劇、茶番狂言或は默狂言の類なりとす。殊に劇場の宏大なる爲め、俳優は普くその聲を場内に波及せしむるに難く、且つローマの社會は異種民族の集合より成り、人民大般に了解し得る國語は、記號文字に過ぎず、口より發する言語は、社會人民をして普く了解せしむること能はざれば、默狂言最も公衆の歡びを買へり。劇場の演技よりも、重要にして且つ専ら行はれたるは、種々の賭戲殊に競馬場に於ける乗馬競走なりとす。されどその殘酷なる光景を以て優るものは、試合場に於ける獸類の噛み合ひ及び劍客の試合なり。故に當時到る所に猛獸を養ひ、これをローマその他の都會に、巨費を投じて輸出せり。北部ヨーロッパ荒野の熊及び狼、アフリカの獅子、鱒魚及び豹、アジアの象及び虎等は、皆ローマに集まれり。これらの野獸を、一定の距離に於いて相對せしめ、合圖をなしてこれを闘はしめ、群集は屢々その光景を見て激情し、現場に突進して互に爭鬪するものあり。されどローマ人はこの慘狀に慣れて怪まず、後には更に殘酷なる新演戲を出すに至れり。これ即ち劍客の試合にして、闘劇場の演戲なりとす。

劍客の試合

この戲はその源をエトルリアに發し、遂にローマに輸入せられたり。古代のエトルリア人は捕虜を殺戮し、その鮮血を犠牲として死者の墓に供し、その靈を祭るの習慣あり。時と

試合の濫觴



劍客

して、その捕虜をして互に相戦はしめ共に死に至らしめ、この方法を以て通常の殺戮よりは、人道に適ひたるものとなせり。この觀念は實に世界の文明人たるローマ人をして、非倫惡徳の演技を起さしむるの動機をなしたるものなり。

ローマ劍客の試合の濫觴は前二六四年、二人の男兒がその父の柩前に演ぜしにあり。この時はなほ闘劇場の設けなく、フォルムに於いてこれをなせり。

これより公衆の嗜好この戲に集まり、忽ち國中に蔓延し、帝政時代の初期に至りては、その最盛の極點に達し、今や死者の靈を慰さめんが爲めにあらずして、公衆の看覽に供せんが爲めにこれを行へり。而して初めは奴隸、捕虜、罪人のみこれを演ぜしが、遂に騎士、元老及び婦女子に至るまで、闘場に出て、試合をなすに至れり。その教練所はローマ、カプア、ラヴェンナ及びその他の都市に設けられ、市民好んで自からその身を賣りて、この教練所に入れりといふ。殊に失敗者、或は放蕩によりてその身を誤れる貴族等は、四方より集まりてこれに養はれたり。奴隸及び罪人は一定の年限の間、試合に勝を得て生命を保つときは、解放せ

試合の流行

られたりしかば、皆熱心にこの技を練習せり。その法、單獨の試合に止まらず、時としては數人の劍客一時に相戦ふことあり、或は一隊の相對抗せることもあり、また車上にて戦ふことあり、或は馬上にて戦ふことあり、或は徒歩にて戦ふものあり、皆實戦にありて兵卒のなす所を學ぶにあり。競争者は鎗、刀劍、匕首或は三叉戟、その他好む所の武器を以て裝ひ、または綱繩の類を以てその敵をからめとりてこれを殺せり。負傷したる劍客の生命は看客の手中にあり。劍客若し食指を延ばして哀を請ふの意を示すときは、看客これに應じて、拇指を延ばして手を上ぐ、これその哀訴の聽かれたることを示し、直に刀劍はその鞘に納めらる。看客若し拇指を屈してその手を舉ぐるときは、これ勝利者をしてその敵を全く破らしむるの合圖なり。また時として瀕死の敵手を起たしめ、熱鐵を以て戦はしむることあり。その死骸は鉤を以て試合場より引き出すこと、恰も禽獸の屍の如く、鮮血泉をなして砂上に淋漓たり。

この戲は後益盛大になるに及び、遂に競馬劇場の演技を壓倒して、獨りその勢を逞うせり。されば野心ある官吏または將軍は、公衆の輿望を得んが爲めに、地方官は公けの祝日を賑はしめんが爲めに、權柄を求めんとする家族の首長は、社會上の地位を得んが爲めに、富有なる市民は、驕侈を極めたる饗宴の餘興として、競つてこれを演じたりしかば、その

國家の穀物分配

兒童はこれを見てその日々の遊戯にも、これを模擬するに至れり。この故に劍客の試合は、到る處に盛にして、諸所の教練所より、隊を組みて國內を周遊し、各地の圓劇場または私人の家にその技を演ずるものあり。共和時代の末期にありては、野心ある將軍は劍客の演技を以て人望を獲るの競争具となせしが、遂に皇帝もまたこれを見るに至れり。チヌス帝はフラギアヌス劇場に於いて、百日に渡る演劇を催せしが、その多くは劍客の試合なりき。トラヤヌス帝はその勝利の祝典に、一萬人の劍客を戦はしめ、更に多數の野獸を殺戮したりと云ふ。

穀物の自由供給が、ローマ人民の生活に重大なる影響を及ぼしたるは、事實なるべし。抑、この法の創設は、ガイウス・グラックスの法律にあり。帝政建設の初期にありては、ローマ市民の總數は約三十萬人にして、皆國家の保護の下に生活せり。アントニヌス諸帝の時代に至りては、その數甚だ増加したりといふ。而してこの多數の人民に分配せる穀物は、主にもアフリカ及びこの他屬州の産地より徵收したるものなり。これ全く國家的慈善の意義を誤解せるものにして、その結果實に恐るべきものあり。國民は益々怠慢に赴き、これに伴ふ諸種の惡徳は、帝政時代のローマ社會に於ける腐敗の、最も著しきものなりといふも敢て不可なかるべし。

奴隸制度

國家の穀物惠與よりも、更にローマ人を腐敗せしめたるものは奴隸制度なりとす。共和時代の末期及び帝政時代の初期にありては、奴隸の数は自由民よりも多數なりき。而してローマ人は性虚飾を好み、富者にありてはその家務を種々に區別し、その種類によりて、特殊の奴隸を使役せしかば、その數益多くなれり。その著しき例を示せば、一人の奴隸は主人の鞋を守るを以てその任務となし、また他の一人の奴隸はその主人の外出したる時に従ひ、主人の知らんと欲する人の姓名を知ること専務となしたるが如きこれなり。奴隸の價格は數圓より始めて一萬乃至三萬圓に上るものあれど、高價なるものは極めて稀なりき。たゞギリシアの奴隸は智能共に勝れたるを以て、特殊の智識を要する職務に従事せしむるに適し、最も高價なるものなりき。

奴隸の種類

奴隸はギリシアと同じく、主として戦時の捕虜なるも、或は不正の拐誘によりて募れるものあり。アジア、アフリカの邊境の屬州は、多く奴隸を狩られて人口益、減却せり。租税滞納者も屢、奴隸として公賣せらるることあり。貧民に至りては、自からその身を賣りて奴隸となるものあり。而して奴隸の待遇は、共和時代よりも、却つて帝政時代に至りて寛大となれり、蓋しストア派の哲學及びキリスト教の影響與つて力ありしなり。共和時代の末期にありて、ローマ人が奴隸に對する觀念は、ゲルロが奴隸を分類して「聲ある農具」となし、

老カトーが老朽事に堪へざる奴隸を賣却するは、經濟的なりといへるによりて見ることを得べし。多病にして虚弱なる奴隸は、チベリス河の一島に放たれ、雨露に曝され飢餓に迫りて死するを常とす。またその逃走を防がんが爲め、多く鎖を以てこれを連ぎ、夜は地下の牢獄に臥せしむ。されば虐待甚だしきに至りては、これをしてその主人を嫌惡し、遂に反亂一揆を起さしむるに至れること、共和政時代の條下に述べたり。されど帝政時代の初期より、ローマ人の奴隸に對する感情漸次に和らぎ、遂に勅令を以て、その主人の奴隸を殺害し、或はこれを公賣するは勿論、これを虐待することを嚴禁するに至れり。これより奴隸の解放は漸次その歩を進め、十世紀乃至十二世紀の後に及びては、ヨーロッパの地また奴隸の踪跡を止めざるに至れり。

第五十三章 キリスト教の傳播

古代史上ギリシア、ローマ、ヘブライの三國民は、各、その天職に盡くす所あり、前二者は文化制度及び法律を創設し、後者は眞宗教を開けり。イエス降誕の時、ヘブライ人は四方に散在し、バビロン、アレクサンドリア、シリアのアンチオキア、ギリシア及びマケドニアの諸都市、イリリウム、ローマ等到處にその一神教を傳へ、一般に他國民の嫌惡を受

ユダヤ人とその分散

12002

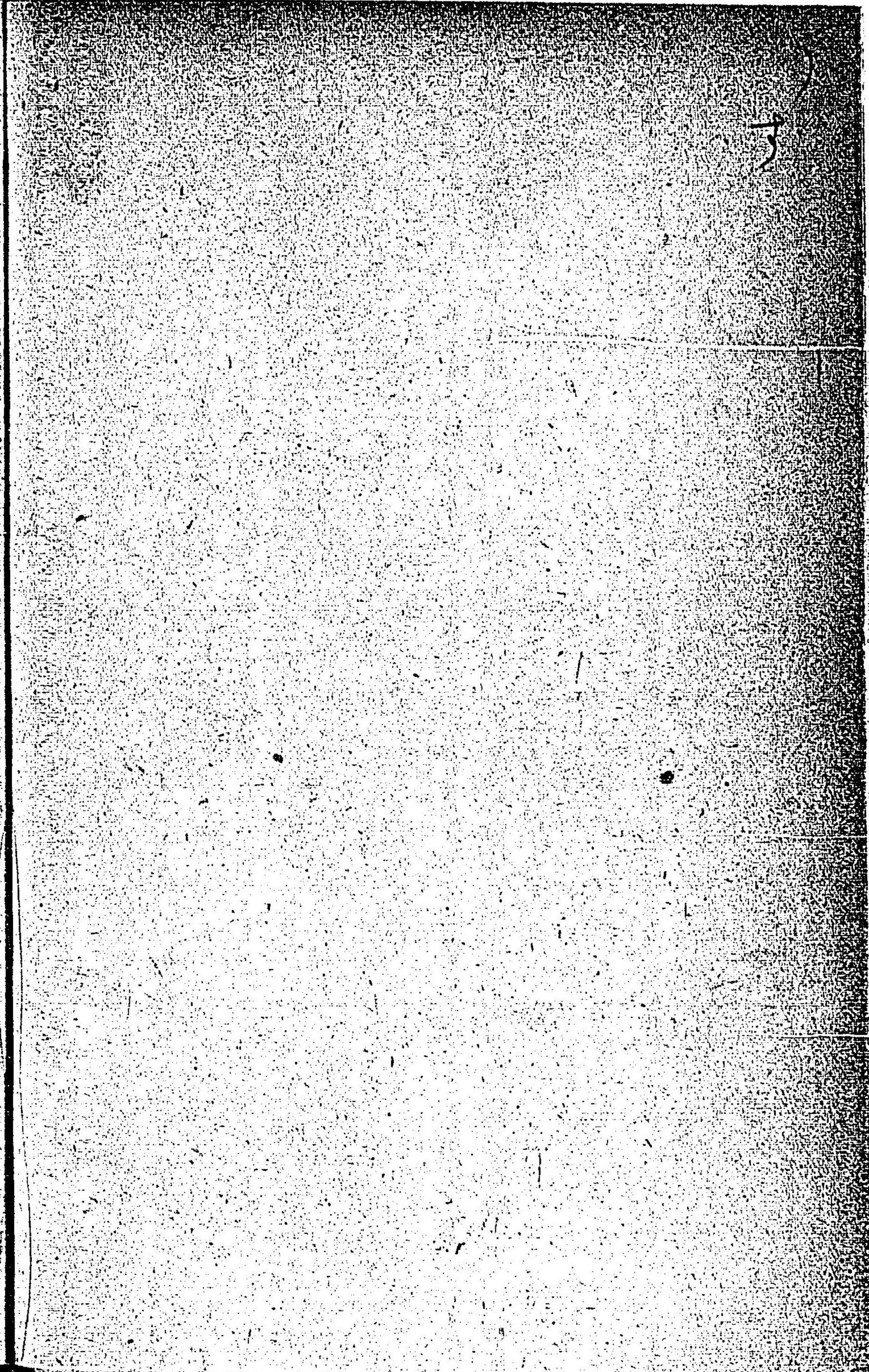
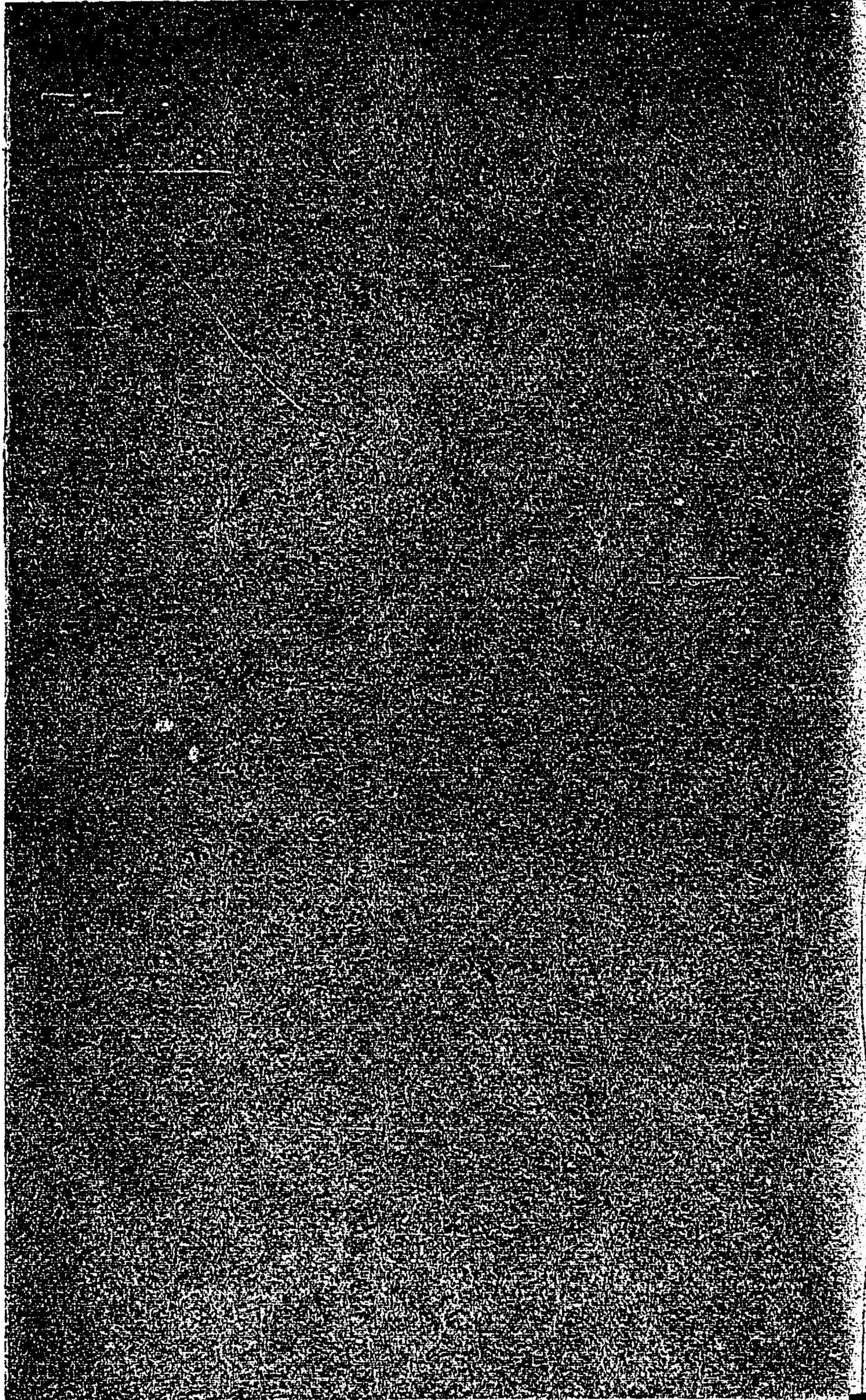
異教徒の狀態

けつ、なほ多數の新信者を作りき。故にローマの哲學者セネカいはく、「被征服者は征服者に法律を授けたり」と。而してヘブライ人は豫言者の言により、遂に全く異教徒を征服して、その信仰を世界に傳ふべしと信じ、切に精神界の指導者を待てり。

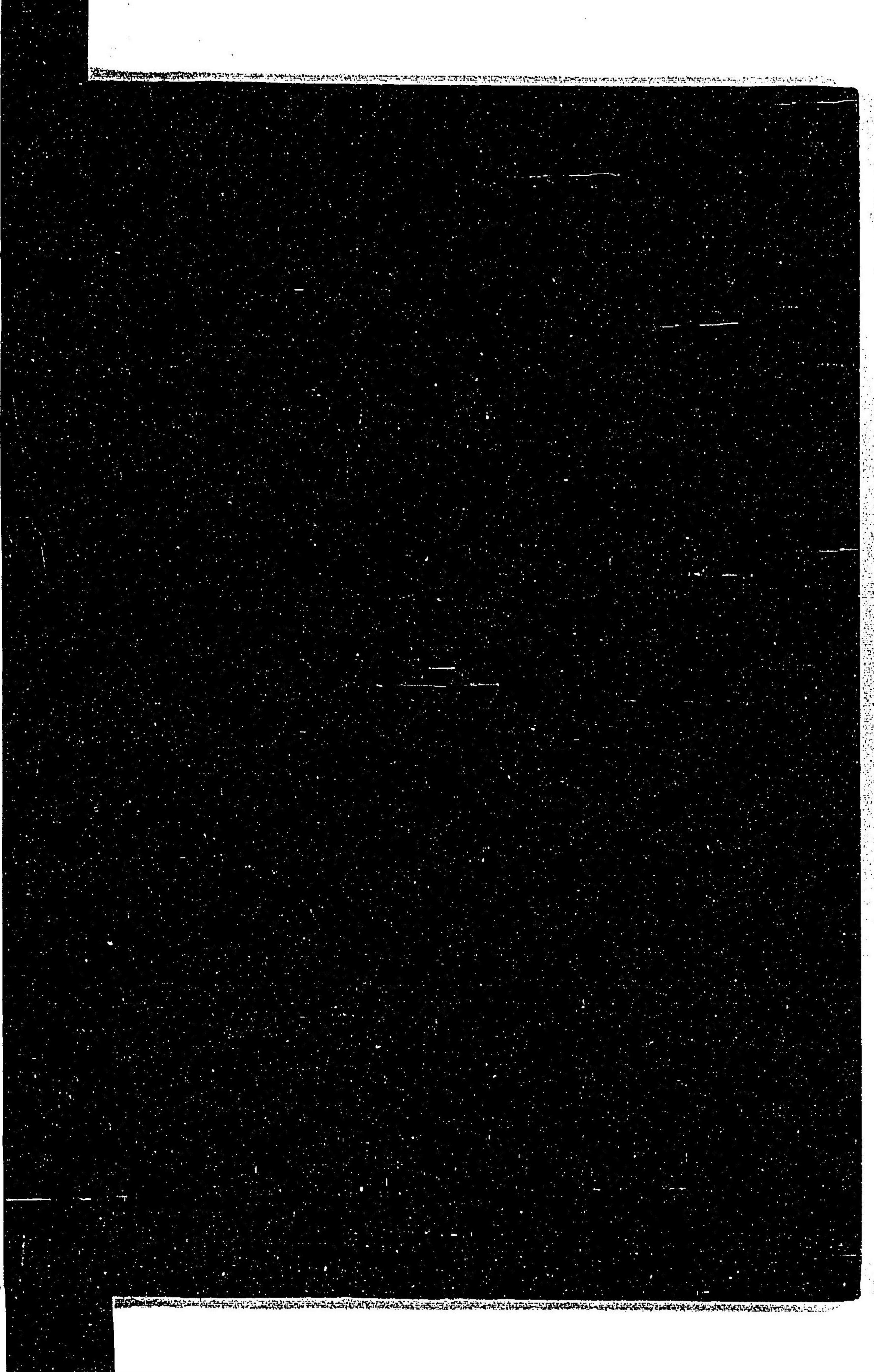
ヘブライ人が精神界の指導者を待つこと切なるの時、異教の諸國民はローマに統一せられて漸次その感情を融和し、その種族的傲慢を減却し、相見ることまた昔日の如くならず。こゝに於いて博愛の感情彷彿として識者の胸壁に動き、キケロの如き操觚者は、一大社會の世界に現出すべきを説き、ストア派の哲學者またこの思想を傳播せり。而して宗教に於いては、時代の要求漸く一神教に向ふの傾きあり、古信仰の壞敗を目撃せるものは、齊しく救済を求めて天の一方を望めり。而かもローマ帝國は、その富裕と光榮とを以てして、この希望を満足せしむること能はず、哲學者の夢はまた實際に遠くして却つて煩悶を教ゆるのみ。イエス・キリストの出でたるは、方にこの時に當れり。

イエスの生まれたるは實に前四年なり。當時暴君ヘロド、バレスチナにあり、ローマに對して奴隸的態度をとりしが、イエスの初めて新信仰を説けるとき、已にその位を廢せられ、法官ポンチウス・ピラト代はりて統治者の地位にあり。イエスは自ら神の創始者と稱し、その王國の民たるものは、皆同胞として神を父とす、べきを説き、且つ弱者を憐み、強者の暴慢

キリスト及び使徒



7302
~~1A38~~



003601-000-7

23-278

新撰西洋通史

高桑 駒吉 / 著

M41

ACD-0177



